



複写厳禁

許可番号第 09620037736 号

産業廃棄物処分業許可証

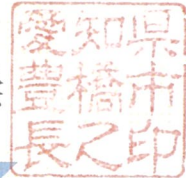
住 所 愛知県豊橋市明海町1番地

氏 名 明海リサイクルセンター 株式会社
代表取締役 鎌形 和男 様

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

豊橋市長 浅井 由 崇



許可の年月日 令和 3年 4月 8日

許可の有効年月日 令和 8年 3月10日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分 (破碎)

(2) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、金属くず (自動車等破碎物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 3品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 破碎施設

ア 設置場所

豊橋市明海町1番

イ 設置年月日

平成3年4月1日

ウ 処理能力

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、金属くず (自動車等破碎物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

968.0t/日 (121.00t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日

平成8年1月11日

オ 許可番号

7令豊保第 213-7号



複写厳禁

許可番号第 09620037736 号

(2) 破碎施設

ア 設置場所

豊橋市明海町1番

イ 設置年月日

令和3年9月10日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

67.2t/日（4.20t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日

令和3年5月20日

オ 許可番号

豊橋市指令環廃第15号

(3) 破碎施設

ア 設置場所

豊橋市明海町1番

イ 設置年月日

令和3年9月10日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

25.92t/日（1.62t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日

令和3年5月20日

オ 許可番号

豊橋市指令環廃第16号

(4) 破碎施設

ア 設置場所

豊橋市明海町1番

イ 設置年月日

令和3年9月10日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築



複写厳禁

許可番号第 09620037736 号

又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

192.0t/日(12.00t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日

令和3年5月20日

オ 許可番号

豊橋市指令環廃第17号

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成13年 3月11日 更新許可

平成18年 3月11日 更新許可

平成23年 3月25日 更新許可

平成28年 5月18日 更新許可

令和 3年 4月 8日 更新許可

令和 3年 4月 8日 書換

令和 3年 6月23日 書換

令和 3年 9月24日 書換

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

